

平成27年度 京丹波町国民健康保険事業特別会計当初予算の概要について

国民健康保険（国保）は、加入者に低所得者の方や高齢者が多く、保険税の負担能力が低い一方で、医療費が高い傾向があり、市町村国保は大変厳しい状況にあります。しかしながら、国保制度は、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けることができるよう、お互いが助け合って医療費を負担し合う、最も身近な医療保険制度で、「国民皆保険」を支える最後の砦となっています。

現在、国における医療保険制度を取り巻く情勢につきましては、国保制度改革を柱とし、公費の拡充額を増やして財政基盤を強化する方針を打ち出すとともに、平成30年度からは都道府県が財政運営責任など国保運営の中心的な役割を果たすこととなり、昭和36年度の「国民皆保険」達成以来の大きな理念変更を伴う改革方針を打ち出しています。京都府においても「京都府国民健康保険広域化等支援方針」を策定し、各市町村と広域化に関する協議を重ねています。

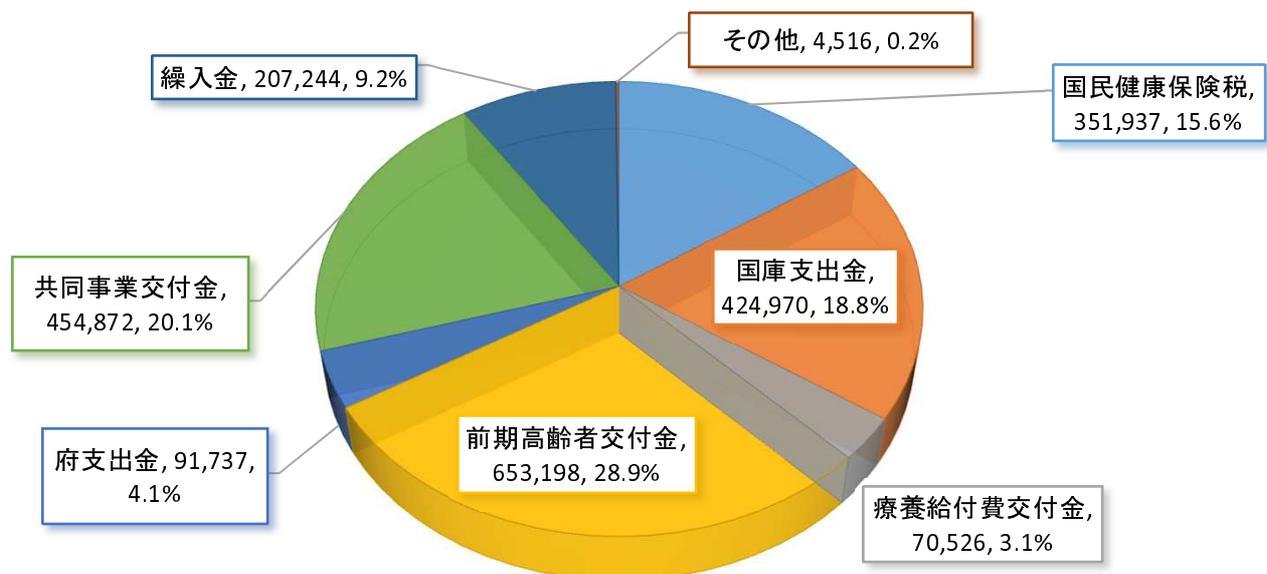
京丹波町では、このような国等の動向に注視しながら、ジェネリック医薬品の利用促進などの医療費適正化対策や、特定健診をはじめとした保健事業の取組等を通じて、京丹波町国保の安定的な運営に努めていきます。

歳入の状況

平成27年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億5,900万円とし、対前年度と比較しますと、2億7,245万円増、比率にして13.7%増となっています。歳入の主な増加要因としまして、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金につきまして、平成26年度までは、レセプト1件当たり30万円を超える医療費が対象で交付されていましたが、平成27年度からは1円以上の医療費が対象となり、交付金の交付額が大きく増加していることが挙げられます。

自主財源である国民健康保険税は、平成21年度以降同じ保険税率を維持し算定を行っておりますが、平成27年度においては歳入総額の15.6%（平成26年度予算18.8%）の構成割合となっており、被保険者数の減少などにより大きく減少しています。その他の財源として、医療費等の給付実績などにより交付される前期高齢者交付金、国庫支出金、共同事業交付金、療養給付費交付金などで構成されていますが、平成27年度については一般会計繰入金を増額し予算確保に努めています。

平成27年度歳入総額の内訳



(単位：千円、%)

区 分	平成27年度 当初予算	平成26年度 当初予算	増減額 (H27-H26)	増減率
01 国民健康保険税	351,937	373,286	△ 21,349	△ 5.7
02 使用料及び手数料	301	301	0	0.0
03 国庫支出金	424,970	427,344	△ 2,374	△ 0.6
04 療養給付費交付金	70,526	152,894	△ 82,368	△ 53.9
05 前期高齢者交付金	653,198	559,393	93,805	16.8
06 府支出金	91,737	83,748	7,989	9.5
07 共同事業交付金	454,872	192,024	262,848	136.9
08 財産収入	448	400	48	12.0
09 繰入金	207,244	192,997	14,247	7.4
10 繰越金	100	100	0	0.0
11 諸収入	3,667	4,063	△ 396	△ 9.7
合 計	2,259,000	1,986,550	272,450	13.7

01 国民健康保険税

【H27予算額 351,937千円 (H26予算額 373,286千円、対前年度 △21,349千円、△5.7%)】

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分からなっており、それぞれ下記のとおり見込んでいます。被保険者数の減少などから、前年度と比較して2,134万9千円の減収見込みとなっています。

国民健康保険税予算額

(単位：千円)

目	細 節	平成27年度 当初予算	平成26年度 当初予算	比較 (H27-H26)
一般被保険者 国民健康保険 税	医療給付費分現年課税分	227,223	230,520	△ 3,297
	後期高齢者支援金分現年課税分	59,832	60,550	△ 718
	介護納付金分現年課税分	21,277	21,120	157
	医療給付費分滞納繰越分	14,000	20,000	△ 6,000
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	3,100	3,500	△ 400
	介護納付金分滞納繰越分	2,000	2,200	△ 200
	小 計	327,432	337,890	△ 10,458
退職被保険者 国民健康保険 税	医療給付費分現年課税分	15,763	23,443	△ 7,680
	後期高齢者支援金分現年課税分	4,087	6,077	△ 1,990
	介護納付金分現年課税分	3,755	4,676	△ 921
	医療給付費分滞納繰越分	700	1,000	△ 300
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	100	100	0
	介護納付金分滞納繰越分	100	100	0
	小 計	24,505	35,396	△ 10,891
合 計	351,937	373,286	△ 21,349	

02 使用料及び手数料

【H27予算額 301千円 (H26予算額 301千円、対前年度 0千円、0.0%)】

○ 諸証明手数料	1 千円	(H26	1 千円)
○ 督促手数料	300 千円	(H26	300 千円)

03 国庫支出金

【H27予算額 424,970千円（H26予算額 427,344千円、対前年度 △2,374千円、△0.6%）】

○ 療養給付費等負担金 278,187千円 (H26 270,057千円)

療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用について、国が定率（32%）で負担（補助）するものです。

○ 高額医療費共同事業負担金 10,053千円 (H26 8,518千円)

高額医療費共同事業は、高額な医療費の発生による影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にし、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する事業です。国の負担は、市町村国保の拠出金の1/4です。

○ 特定健康診査等負担金 2,621千円 (H26 2,598千円)

40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の一部を国が負担するものです。

○ 財政調整交付金 134,109千円 (H26 146,171千円)

・ 普通調整交付金 116,953千円 (H26 123,169千円)

普通調整交付金は、市町村の間には医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違によって医療費や所得に差異があり、このような市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるものです。具体的には、医療給付費等の必要額であります調整対象需要額から、標準的な保険税額の調整対象収入額が不足する市町村に交付されます。

・ 特別調整交付金 17,156千円 (H26 23,002千円)

特別調整交付金は、画一的な測定方法では措置できない特別な事情がある場合、例えば、震災・風水害・火災等によって保険税を減免した場合や、病院事業や直営診療所の施設整備やへき地運営費が交付金の対象となります。

04 療養給付費交付金

【H27予算額 70,526千円（H26予算額 152,894千円、対前年度 △82,368千円、△53.9%）】

○ 療養給付費交付金 70,526千円 (H26 152,894千円)

退職被保険者とその被扶養者の医療費については、退職費保険者等の保険税と被用者保険からの拠出金（療養給付費交付金）で賄われることになっています。療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用の額の合算額から退職被保険者等に係る保険税に相当する額の合算額を控除した額となります。

05 前期高齢者交付金

【H27予算額 653,198千円（H26予算額 559,393千円、対前年度 93,805千円増、16.8%増）】

○ 前期高齢者交付金 653,198千円 (H26 559,393千円)

65歳から74歳の前期高齢者の医療費について、国保と被用者保険で加入者割合が偏在していることから、保険者間で医療費負担の不均衡が生じます。この医療費負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて財政負担を調整する仕組みが平成20年度から導入されました。前期高齢者加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付することになり、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付されることとなります。

06 府支出金

【H27予算額 91,737千円（H26予算額 83,748千円、対前年度 7,989千円増、9.5%増）】

○ 高額医療費共同事業負担金 10,053 千円 (H26 8,518 千円)

高額医療費共同事業は、高額な医療費の発生による影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にし、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する事業です。府の負担は、市町村国保の拠出金の1/4です。

○ 特定健康診査等負担金 2,621 千円 (H26 2,598 千円)

40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の一部を府が負担するものです。

○ 財政調整交付金 79,063 千円 (H26 72,632 千円)

市町村国保の財政を調整するため、都道府県が療養の給付費（一般被保険者分）に要する費用の9%を予算措置し、普通調整交付金及び特別調整交付金として市町村国保に交付するものです。

07 共同事業交付金

【H27予算額 454,872千円（H26予算額 192,024千円、対前年度 262,848千円増、136.9%増）】

○ 高額共同事業交付金 31,819 千円 (H26 33,275 千円)

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付される交付金でレセプト1件当たり80万円を超える医療費が対象で、80万円を超える部分の59/100が交付されます。

○ 保険財政共同安定化事業交付金 423,053 千円 (H26 158,749 千円)

平成26年度までは、レセプト1件当たり30万円を超える医療費が対象でしたが、平成27年度から1円以上の医療費が対象となり80万円までの部分の59/100が交付されます。

08 財産収入

【H27予算額 448千円（H26予算額 400千円、対前年度 48千円増、12.0%増）】

○ 利子及び配当金 448 千円 (H26 400 千円)

国保財政調整基金の利息収入を計上しています。

09 繰入金

【H27予算額 207,244千円（H26予算額 192,997千円、対前年度 14,247千円増、7.4%増）】

○ 一般会計繰入金 160,027 千円 (H26 116,962 千円)

・ 保険基盤安定繰入金 88,074 千円 (H26 74,667 千円)

国民健康保険の被保険者の保険税負担の緩和のため、保険税の軽減相当額を基準として政令に基づき算定する金額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。（負担割合：都道府県3/4、市町村1/4）また、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を公費で補填することで、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援制度が創設され、平成27年度以降恒久化されることとなっています。（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

・ 職員給与等繰入金 18,665 千円 (H26 16,089 千円)

国民健康保険事業の事務費に係る金額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。

・ 出産育児一時金等繰入金 5,600 千円 (H26 5,600 千円)

出産育児一時金（基本的に1子42万円）の2/3の金額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。

・ 財政安定化支援事業繰入金 16,000 千円 (H26 14,000 千円)

保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因（被保険者の応能割保険税負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと及び高齢者が特に多いこと）に着目して繰入が認められるもので、この費用は国の財政措置が講じられています。

・ その他一般会計繰入金 31,688 千円 (H26 6,606 千円)

精神・結核医療付加金、健康管理センター事業、福祉医療波及分等（地方単独の福祉医療制度を施行している市町村の国保は、実施していない市町村よりも医療給付費が波及増加しているとみなされ、国の基準で波及増加と算定された医療費に対し国庫負担金などがカットされる仕組みになっています。）を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。

○ 基金繰入金 47,217 千円 (H26 76,035 千円)

国民健康保険財政調整基金からの繰入金を計上しています。

10 繰越金

【H27予算額 100千円（H26予算額 100千円、対前年度 0千円、0.0%）】

○ 前年度繰越金 100 千円 (H26 100 千円)

前年度（平成26年度）国民健康保険事業特別会計からの繰越金を計上しています。

11 諸収入

【H27予算額 3,667千円（H26予算額 4,063千円、対前年度 △396千円、△9.7%）】

○ 延滞金、加算金及び過料 3,053 千円 (H26 3,053 千円)

国保税の収納に係る延滞金等を計上しています。

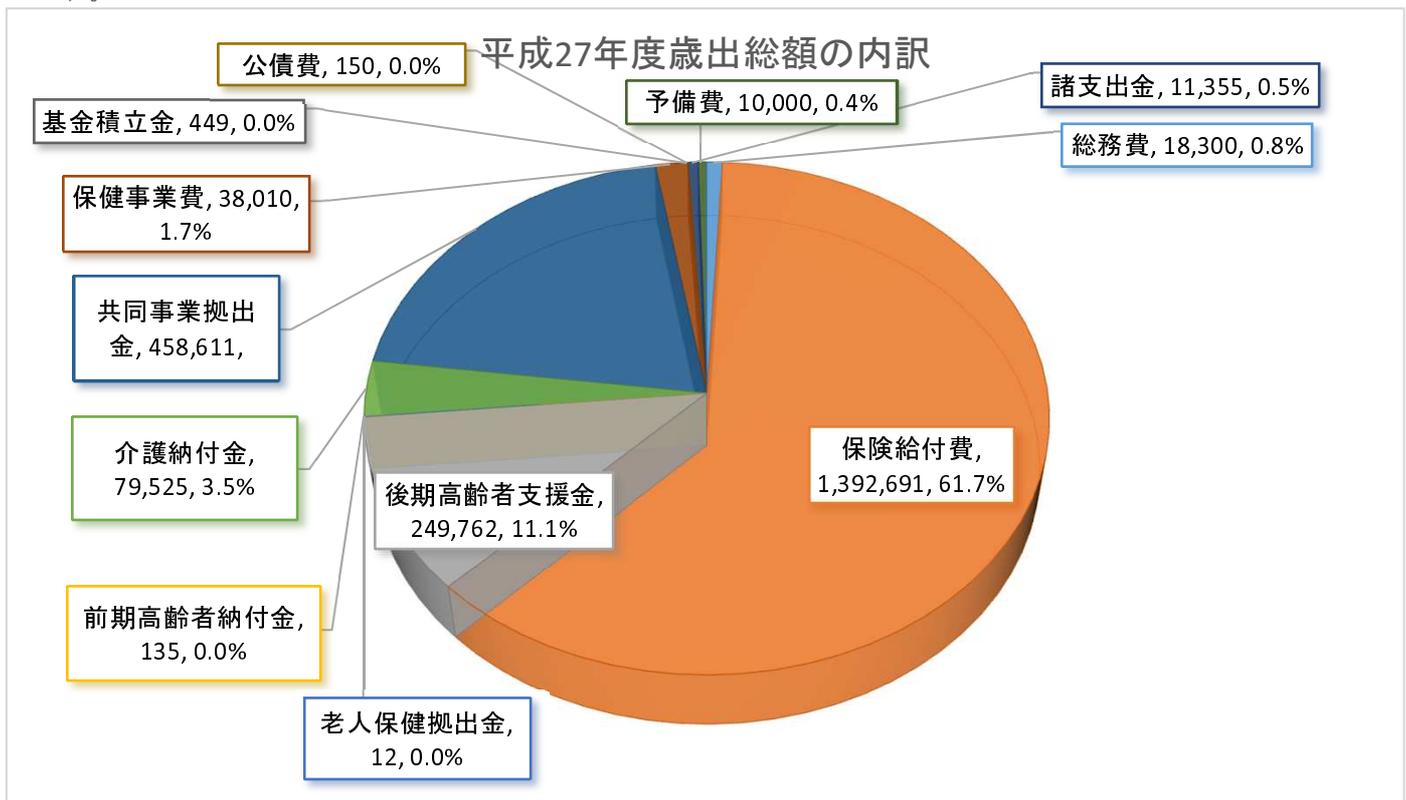
○ 雑入 614 千円 (H26 1,010 千円)

医療費の返納金、第三者納付金等を計上しています。

歳出の状況

平成27年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億5,900万円とし、対前年度と比較しますと、2億7,245万円増、比率にして13.7%増となっています。歳出の主な増加要因としまして、歳入と同様に、共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金につきまして、平成26年度までは、レセプト1件当たり30万円超80万円以下の医療費に関して、一定の算定方法により拠出していましたが、平成27年度からは、1円以上80万円以下が算定対象となることにより、大きく増加していることが挙げられます。

また、被保険者の医療費にあたる保険給付費を13億9,269万1千円と見込み、対前年度と比較しますと、6,845万1千円増額しています。被保険者数は減少傾向となっていますが、医療費は年々上昇傾向となっています。



(単位：千円、%)

区 分	平成27年度 当初予算	平成26年度 当初予算	増減額 (H27-H26)	増減率
01 総 務 費	18,300	19,506	△ 1,206	△ 6.2
02 保 険 給 付 費	1,392,691	1,324,240	68,451	5.2
03 後 期 高 齢 者 支 援 金	249,762	251,546	△ 1,784	△ 0.7
04 前 期 高 齢 者 納 付 金	135	183	△ 48	△ 26.2
05 老 人 保 健 拠 出 金	12	12	0	0.0
06 介 護 納 付 金	79,525	106,323	△ 26,798	△ 25.2
07 共 同 事 業 拠 出 金	458,611	189,958	268,653	141.4
08 保 健 事 業 費	38,010	38,796	△ 786	△ 2.0
09 基 金 積 立 金	449	401	48	12.0
10 公 債 費	150	150	0	0.0
11 諸 支 出 金	11,355	15,435	△ 4,080	△ 26.4
12 予 備 費	10,000	40,000	△ 30,000	△ 75.0
合 計	2,259,000	1,986,550	272,450	13.7

01 総務費

【H27予算額 18,300千円（H26予算額 19,506千円、対前年度 △1,206千円、△6.2%）】

○ 一般管理費	15,688 千円	(H26	16,984 千円)
国保事業を運営するための一般事務費や人件費を計上しています。			
○ 連合会負担金	775 千円	(H26	787 千円)
○ 賦課徴収費	1,319 千円	(H26	1,219 千円)
○ 運営協議会費	268 千円	(H26	266 千円)
○ 趣旨普及費	250 千円	(H26	250 千円)
制度広報用パンフレット経費を計上しています。			

02 保険給付費

【H27予算額 1,392,691千円（H26予算額 1,324,240千円、対前年度 68,451千円増、5.2%増）】

保険給付費については、平成24、25年度の実績、平成26年度の10月診療分までの実績などを参考にし積算を行っています。一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費が増加傾向となっています。

(単位：千円)

項	目	平成27年度 当初予算	平成26年度 当初予算	比較 (H27-H26)
療養諸費	一般被保険者療養給付費	1,155,000	1,030,000	125,000
	退職被保険者等療養給付費	53,000	115,000	△ 62,000
	一般被保険者療養費	16,000	15,500	500
	退職被保険者等療養費	900	1,400	△ 500
	審査支払手数料	3,380	3,380	0
高額療養費	一般被保険者高額療養費	143,000	130,000	13,000
	退職被保険者等高額療養費	9,000	17,000	△ 8,000
	一般被保険者高額介護合算療養費	200	150	50
	退職被保険者等高額介護合算療養費	50	50	0
移送費	一般被保険者移送費	50	50	0
	退職被保険者等移送費	50	50	0
出産育児諸費	出産育児一時金	8,400	8,400	0
	支払手数料	5	5	0
葬祭諸費	葬祭費	1,250	1,250	0
精神・結核医療付加金	精神・結核医療付加金	2,406	2,005	401
保険給付費合計		1,392,691	1,324,240	68,451

○ 療養給付費

保険者が被保険者に対して、保険医療機関や保険薬局を通じて療養を目的とした医療サービスを供給することです。

○ 療養費

被保険者が、やむを得ない理由により自費で療養を受けた場合、その療養に要した費用について後から保険者が支給するものです。

○ 高額療養費

被保険者が受けた療養の給付に係る一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超えた額について後から保険者が支給するものです。

○ 高額介護合算療養費

高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合算額が一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給するものです。

○ 移送費

病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり、移送された場合、現金給付として支給するものです。

○ 出産育児一時金

被保険者及びその被扶養者が出産された時に、1子につき42万円を支給するものです。（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は40万4千円となります。）

○ 葬祭費

被保険者が死亡した場合、その葬祭を行う人に対し5万円を支給するものです。

○ 精神・結核医療付加金

自立支援法による通院医療または結核予防法の一般患者に対する医療を受けた被保険者に、国保の保険給付額と京都府などの公費負担医療による給付額を控除した額（＝自己負担額：所得に応じて限度額設定あり）相当額を国保の付加給付として支給するものです。

03 後期高齢者支援金

【H27予算額 249,762千円（H26予算額 251,546千円、対前年度 △1,784千円、△0.7%）】

現役世代から後期高齢者医療への支援金ということで、健保や共済等を含め各保険者が4割分を拠出することとなっています。

○ 後期高齢者支援金	249,745 千円	(H26	251,528 千円)
○ 後期高齢者関係事務費拠出金	17 千円	(H26	18 千円)

04 前期高齢者納付金

【H27予算額 135千円（H26予算額 183千円、対前年度 △48千円、△26.2%）】

65歳から74歳までの前期高齢者の医療費にかかる医療保険者間の財政調整で、保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて、納付する場合と、交付を受ける場合があります。本町の場合は、前期高齢者の占める割合が多いことから、「前期高齢者交付金」で受け取ることとなりますが、各保険者が拠出する額には上限が設けられており、その上限を超える分については、国保を含めて各保険者が負担し合うことになっています。

○ 前期高齢者納付金	118 千円	(H26	165 千円)
○ 前期高齢者関係事務費拠出金	17 千円	(H26	18 千円)

05 老人保健拠出金

【H27予算額 12千円（H26予算額 12千円、対前年度 0千円、0.0%）】

後期高齢者医療制度の施行に伴い老人保健制度が廃止され、老人保健への拠出金が基本的にはなくなりますが、過年度の精算に係る経費を計上しています。

○ 老人保健事務費拠出金	12 千円	(H26	12 千円)
--------------	-------	------	--------

06 介護納付金

【H27予算額 79,525千円（H26予算額 106,323千円、対前年度 △26,798千円、△25.2%）】

65歳から74歳の介護保険第2号被保険者に係る保険税相当額を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

○ 介護納付金	79,525 千円	(H26	106,323 千円)
---------	-----------	------	-------------

07 共同事業拠出金

【H27予算額 458,611千円（H26予算額 189,958千円、対前年度 268,653千円増、141.4%増）】

都道府県内における市町村国保間での保険税の平準化及び財政の安定化を図るため、市町村国保の拠出による共同事業を実施するものです。

○ 高額医療費共同事業拠出金	40,216 千円	(H26	34,075 千円)
----------------	-----------	------	------------

1件80万円を超えるレセプトが算定対象となっています。

○ 保険財政共同安定化事業拠出金	418,372 千円	(H26	155,873 千円)
------------------	------------	------	-------------

平成26年度までは、レセプト1件当たり30万円超80万円以下の医療費に関して、一定の算定方法により拠出していましたが、平成27年度からは、1円以上80万円以下が算定対象となっています。

○ 高額医療費共同事業事務費拠出金	2 千円	(H26	2 千円)
-------------------	------	------	-------

○ 保険財政共同安定化事業事務費拠出金	20 千円	(H26	7 千円)
---------------------	-------	------	-------

○ その他共同事業事務費拠出金	1 千円	(H26	1 千円)
-----------------	------	------	-------

08 保健事業費

【H27予算額 38,010千円（H26予算額 38,796千円、対前年度 △786千円、△2.0%）】

- | | | | |
|--|-----------|------|------------|
| ○ 特定健康診査等事業費 | 18,804 千円 | (H26 | 19,258 千円) |
| 40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施しています。 | | | |
| ○ 疾病予防費 | 12,745 千円 | (H26 | 14,272 千円) |
| 人間ドック助成金や、被保険者に対して医療費通知やジェネリック差額通知を実施しています。また、保健福祉課で実施しています保健事業について、国保会計から一般会計へ繰出を実施しています。 | | | |
| ○ 施設管理費 | 6,100 千円 | (H26 | 4,900 千円) |
| 京丹波町健康管理センターに係る管理経費を計上しています。 | | | |
| ○ 訪問指導事業費 | 121 千円 | (H26 | 126 千円) |
| 保健師による訪問を実施し、生活に即した指導を実施しています。 | | | |
| ○ スポーツ講座開催事業費 | 240 千円 | (H26 | 240 千円) |
| インストラクターによる体操教室を実施しています。 | | | |

09 基金積立金

【H27予算額 449千円（H26予算額 401千円、対前年度 48千円増、12.0%増）】

- | | | | |
|---------------|--------|------|---------|
| ○ 国保財政調整基金積立金 | 449 千円 | (H26 | 401 千円) |
|---------------|--------|------|---------|

10 公債費

【H27予算額 150千円（H26予算額 150千円、対前年度 0千円、0.0%）】

- | | | | |
|-----------------------------|--------|------|---------|
| ○ 一時借入金利子 | 150 千円 | (H26 | 150 千円) |
| 一時借入金を実施した場合の利子相当額を計上しています。 | | | |

11 諸支出金

【H27予算額 11,355千円（H26予算額 15,435千円、対前年度 △4,080千円、△26.4%）】

- | | | | |
|---|----------|------|------------|
| ○ 償還金、還付加算金及び延滞金 | 2,376 千円 | (H26 | 2,391 千円) |
| 国民健康保険税を還付する必要がある場合の、還付金等を計上しています。 | | | |
| ○ 繰出金 | 8,979 千円 | (H26 | 13,044 千円) |
| 国庫補助金（特別調整交付金）で受け入れた補助金を、京丹波町病院事業会計へ繰出を実施しています。 | | | |

12 予備費

【H27予算額 10,000千円（H26予算額 40,000千円、対前年度 △30,000千円、△75.0%）】

- | | | | |
|---|-----------|------|------------|
| ○ 予備費 | 10,000 千円 | (H26 | 40,000 千円) |
| 予想外の医療費の支出や予算を超過した支出へ対応するために準備しておく費用を計上しています。 | | | |